

第5号議案 役員改選等について

1.次期役員候補（定款第13条）

協会名	協会役職	氏名	会社名	役職	新役員案
北日本協会	代表理事	鈴木 隆	(株)クリーンシステム	代表取締役	理事
北日本協会	副代表理事	中野 光	遠野興産(株)	代表取締役	理事
関東協会	会長	彦坂 武功	市川燃料チップ(株)	代表取締役	理事
関東協会	副会長	矢嶋 明	住友林業(株)	チップグループ 主席	監事
東海協会	会長	山口 昭彦	フルハシEPO(株)	代表取締役副社長	理事
東海協会	会計監査	石田 謙治	岐阜代用燃料(株)	工場長	理事
近畿協会	会長	鷹野 賢次郎	木材開発(株)	取締役	理事
近畿協会	副会長	船越 登	関西チップ工業(株)	代表取締役	理事
中四国協会	代表理事	片岡 重治	(有)片岡久工務店	代表取締役	理事
中四国協会	監事	田中 一正	(有)まるふく商事	代表取締役	監事
	新	鈴木重芳			専務理事

2.名誉会長及び顧問（定款第21条）

名誉会長 彦坂 武功 （前・特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会理事長）  
 顧問 中川 和義 （前・特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会専務理事）

定款の改正(第4章役員関係)

改正内容

- 1.理事の総数を12名以内から16名以内とする
- 2.理事のうち副理事長を2名から8名とし、常務理事を削除する。
- 3.この法人に名誉会長を置く。

現行	改正案
<p>(種別及び定数) 第13条この法人に、次の役員を置く。 (1)理事3名以上12名以内 (2)監事1名以上2名以内</p> <p>2 理事のうち理事長1名を定め、その他 副理事長2名、専務理事、常務理事各1名を置くことができるものとする。</p>	<p>(種別及び定数) 第13条この法人に、次の役員を置く。 (1)理事3名以上16名以内 (2)監事1名以上2名以内</p> <p>2 理事のうち理事長1名を定め、その他 副理事長8名、専務理事1名を置くことができるものとする。</p>
<p>(選任等) 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。 2 理事長及び副理事長、専務理事、<u>常務理事</u>は理事の互選とする。 ～以下省略～</p>	<p>(選任等) 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。 2 理事長及び副理事長、専務理事は理事の互選とする。 ～以下省略～</p>
<p>(職務) 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 2 副理事長は、理事長を補佐し、<u>専務理事は法人内の業務を掌り、常務理事は法人の対外業務を掌る。</u> 3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、副理事長、<u>専務理事、常務理事</u>がその職務を代行する。 ～以下省略～</p>	<p>(職務) 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 2 副理事長は、理事長を補佐し、<u>専務理事は法人内外業務を掌る。</u> 3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、副理事長、専務理事がその職務を代行する。 ～以下省略～</p>
<p>(顧問) 第21条 この法人に顧問を置くことができる。 2 顧問は理事会の推薦により理事長が委嘱することとし、通年にわたりこの法人の第5条に掲げる事業の企画、運営に参画し専門アドバイスをを行うことができる。</p>	<p>(<u>名誉会長及び顧問</u>) 第21条 この法人に<u>名誉会長及び顧問</u>を置くことができる。 2 <u>名誉会長及び顧問</u>は理事会の推薦により理事長が委嘱することとし、通年にわたりこの法人の第5条に掲げる事業の企画、運営に参画し専門アドバイスをを行うことができる。</p>